

## 果樹経営支援対策事業及び未収益期間対策事業についてのお知らせ

令和6年度果樹経営支援対策事業の第1次募集を行います。今回の募集分については、6月末頃に着工可能となる見込みであり、令和6年12月末までに完了が条件です。

(令和6年度第2次募集は令和6年6月頃の予定です。)

### 果樹経営支援対策事業とは? ※詳細は裏面

#### ◆支援事業の内容

- ・下記の優良品目・品種への改植・新植・高接、条件不利園地の廃園
- ・小規模園地整備（土壌土層改良、用水かん水施設設置など）

#### ◆優良品目・品種とは? ⇒ 下記の市果樹産地構造改革計画に記載の今後振興していく品目・品種（下線の品目は山形県果実等生産出荷安定協議会と協議中ですのでご注意ください。）

- ・おうとう ⇒ 佐藤錦、ナポレオン、高砂、紅さやか、紅ゆたか、紅秀峰、紅きらり、やまがた紅王（山形C12号）、紅てまり
  - ・りんご ⇒ ふじ、つがる姫、つがる、紅将軍、ひろさきふじ、昂林、秋陽、シナノスイート、シナノゴールド、秋映、こうとく、紅玉
  - ・もも ⇒ 川中島白桃、あかつき、いけだ、まどか、黄金桃、あぶくま、美晴白桃、西王母、青空むすめ、陽夏妃、だて白桃、さくら白桃
  - ・西洋なし ⇒ ラ・フランス、オーロラ、バラード、メロウリッチ
  - ・ぶどう ⇒ デラウェア、巨峰、ピオーネ、シャインマスカット、クイーンニーナ マスカットベリーA
  - ・すもも ⇒ 紅りょうぜん、ハニーハート、貴陽、秋姫
  - ・うめ ⇒ 豊後、谷沢梅、白加賀
- ◆同一品種への転換は対象外。但し、りんごのわい化栽培等を導入する場合は、同一品種への転換も対象。なお、県の苗木の販売状況により変更等ありますのでご注意ください。

### 対象となる果樹農家（担い手）は?

所得の半分以上を果樹経営に依存し、以下のいずれかに該当する農家（担い手） ※申請時及び完了時

- ①認定農業者
- ②今後とも果樹農業を継続する意思がある75歳未満の生産者で、果樹経営規模が概ね80a以上の方
- ③受託作業を行う集団あるいは農業法人等
- ④新規就農（参入）者

### 支援内容は?

改植・新植	りんごわい化栽培への改植、すもものジョイント栽培、ぶどうの垣根栽培（醸造用ぶどう）	補助金単価 33万円/10a
	上記以外の対象果樹への改植	補助金単価 17万円/10a
	上記以外の対象果樹への新植	補助金単価 15万円/10a
高接	すべての対象果樹	補助率 1/2以内
放任園地整備（廃園）	すべての対象果樹園地（果樹産地協議会の協議が必要）	補助金単価 8万円/10a
小規模園地整備	すべての対象果樹園地	補助率 1/2以内
用水・かん水施設整備	すべての対象果樹園地	補助率 1/2以内

※消費税申告の際に「一般課税」を選択されている方は、消費税相当額を考慮して補助金を計算します。

### 果樹未収益期間対策事業とは?

※ 上記の改植・新植事業と併せて申請が可能です。

#### ◆事業内容

- ・優良品目・品種への改植（高接を除く）、新植を実施した支援対象者を対象に、改植・新植における未収益期間（実が生るまでの期間）に対し、10aあたり22万円を助成するものであって、2a以上の改植・新植園地が対象となります

※補助金については、最大の金額を記載しており、減額になる場合がございますのでご留意願います。

事業メニュー		対象となる経費	必要な要件				
			対象果樹園要件	転換先・品種要件	担い手要件	収入保険または果樹共済の加入	実施面積要件
優良品目・品種への転換	改植	伐採・抜根費、土壌改良用資材費、苗木代、植栽費等	○	○	○	/	2 a
	高接	整枝・穂木調整費、高接費、穂木代等	○	○	○	/	
優良品目・品種の新植		土壌改良用資材費、苗木代、植栽費等	○	○	○	/	2 a
小規模園地整備	園内道整備	資材費、掘削費、労働費等	○	/	○	○	10 a
	傾斜の緩和	法切費、法面保護費等	○	/	○	○	
	土壌土層改良	深耕・整地費、土壌改良用資材費等	○	/	○	○	10 a
放任園地整備(廃園)		伐採・抜根費、整地費、植林費等	○	/	○	/	2 a
用水・かん水施設整備		揚水施設費、撒水施設費、自動制御装置費等	○	/	○	○	10 a

- ※ 優良品目・品種が植栽されていない園地で小規模園地整備を行う場合、優良品目・品種への改植・高接を一体的に実施する必要があります。
- ※ 用水・かん水施設整備については、原則井戸の設置は支援対象外となります。
- ※ 令和4年度から収入保険等の加入(実績報告完了後の8年後確認まで)が要件追加されております。

#### 【要件の内容】

##### ○対象果樹園要件(次のすべてを満たす果樹園)

- ① 栽培指針の樹齢、栽培方式に照らし、通常の収穫をあげうるに十分な植栽密度であること。(極端に植栽密度が高い、あるいは低い改植、間引き改植等は認められません)
- ② 過去5年間以上、施肥、防除等の栽培管理が行われ、結果樹園では収穫が行われていること。
- ③ 農地転用許可申請が提出された果樹園又は転用を前提とした所有権移転等の協議が整った果樹園でないこと。

##### ○転換先品目・品種要件

転換先果樹の品目・品種は、産地計画に今後振興すべき果樹として明記されている品目・品種であること。(表面の優良品目・品種が該当)

##### ○担い手要件

事業実施者は、産地計画に位置づけられた担い手であること。(表面の担い手が該当)

##### ○実施面積要件

事業実施1箇所あたりの面積は、地続きで表に掲げる面積以上であること。

##### ○放任園地整備(廃園)

産地協議会の合意形成により、条件不利園地の廃園(植林等)を実施することができる。

##### ○下限本数(10aあたり)

りんご(丸葉):18本、りんご(わい化):62本、ぶどう:12本、もも:18本、西洋なし:15本、おうとう:15本、すもも:13本、うめ:12本

#### 【その他】

- ① 国承認後に着工すること。承認前の着工は認められません。
- ② 事業実施後4年後及び8年後に現地検査を実施します。その際、対象園地が果樹園として管理されていない場合や園地を手放した場合などは補助金の返還の対象となりますのでご注意ください。

#### お問い合わせ先・その他

申請される方は、3月14日(木)までに、最寄りの農協(営農センター)へ申し込みください。  
締め切りまで期間が短いため、お早めに農協又は市役所農林課までご連絡願います。

東根市農協

TEL 43-1115

東根市役所農林課農政係

TEL 42-1111 内線 2752

